

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	身体障害者手帳交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は身体障害者手帳交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和6年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳交付等に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、対象者に身体障害者手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①身体障害者手帳の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの受理、その届出に係わる事実についての審査、 応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	保健福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳交付等経由事務、身体障害者手帳管理台帳(障がい児)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表20の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14、18、20、25、37、42、 48の項 【情報照会】 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害福祉課 子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	越谷市福祉部障害福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9164 越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9172
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山元 雄二 高橋 成人	山元 雄二 関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山元 雄二 高橋 成人	福岡 敏哉 関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福岡 敏哉 関根 正和	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成26年12月1日 時点	令和2年2月28日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子育て支援課	子ども福祉課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16、20、21	番号法第19条第8項 別表第二の16、20、21	事後	番号利用法の改正による記載事項の修正
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 電話番号	電話:048-963-9165	電話:048-963-9172	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の16、20、21	番号法第19条第8号 別表第二の16、20、21	事後	記載誤りによる記載事項の修正
令和6年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 2. 特定個人情報ファイル名 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	保健福祉総合システム 身体障害者個人台帳 番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法第19条第8号 別表第二の16、20、21	保健福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 身体障害者手帳交付等経由事務、身体障害者手帳管理台帳(障がい児) 番号法第9条第1項 別表20の項 【情報提供】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14、18、20、25、37、42、48の項 【情報照会】 なし	事後	1及び2 記載誤りによる記載事項の修正 3及び4 番号法の改正による記載事項の修正
令和6年7月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	1万人以上10万人未満 令和2年2月28日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和6年7月30日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。	【○】委託しない 【○】提供・移転しない	[]委託しない [十分である] []提供・移転しない [十分である]	事後	記載誤りによる記載事項の修正